

第6 関係法規等

1 関係法規

生活衛生関係営業に関係する主なその他の法律としては、以下のものがある。

【中小企業に関する法律】

- ・ 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）
- ・ 中小企業等経営強化法（平成11年3月31日法律第18号）
- ・ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年5月11日法律第39号）
- ・ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年5月23日法律第38号）
- ・ 産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号）
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年11月25日法律第185号）
- ・ 中小企業等共同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）
- ・ 中小小売商業振興法（昭和48年9月29日法律第101号）
- ・ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年5月2日法律第57号）
- ・ 中小企業退職金共済法（昭和34年5月9日法律第160号）
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月4日法律第150号）
- ・ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年3月1日法律第16号）
- ・ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）
- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年11月28日法律113号）
- ・ 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年6月25日法律第74号）
- ・ 小売商業調整特別措置法（昭和34年4月23日法律第155号）
- ・ 中小企業倒産防止共済法（昭和52年12月5日法律第84号）
- ・ 小規模企業共済法（昭和40年6月1日法律第102号）
- ・ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日法律第44号）
- ・ 信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）

【環境に関する法律】

- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- ・ 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律—食品リサイクル法（平成12年6月7日法律第116号）

【消費者又は利用者擁護に関する法律】

- ・ 消費者基本法（昭和43年5月30日法律第78号）
- ・ 消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律—個人情報保護法（平成15年5月30日法律第57号）

【福祉に関する法律】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律ーバリアフリー新法（平成18年6月21日法律第91号）
- ・身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）

【食に関する法律】

- ・食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）
- ・食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）

2 関係通知

○ 新規生衛業者への情報提供

健衛発0726第1号 平成23年7月26日
都道府県 各 政令市 衛生主管部（局）長 殿 特別区
厚生労働省健康局生活衛生課長
新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の 運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進する等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的としており、生活衛生関係営業者には、極めて関連の深い法令の一つです。 生衛法第3条に基づく生活衛生同業組合は、 ・振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す、 ・衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する、 といった役割を果たしています。

また、生活衛生同業組合に加入する組合員には、

- ・株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）を通じて実施している生活衛生融資による特別金利が適用になる、
- ・福利厚生、共済事業等を実施しており、そうした仕組みを利用できる、
- ・税制上、経営基盤の安定を図るため、特別償却や固定資産税の減免等

といった優遇措置があります。

組合への加入、非加入は、各営業者の任意であります。上記の機能を鑑みて、また、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられることから、

- ・都道府県（保健所）への営業の許可申請、届出に際して、
- ・一般融資に当たっての都道府県（又は都道府県の委託を受けた都道府県生活衛生営業指導センター）が推薦書の発行申込みを受けた際に、
- ・その他生活衛生関係営業者に対する研修会を実施するなどの際に、

営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、別添の内容を含む資料を用いるなどして、情報提供を行うようお願い申し上げます。

なお、振興計画を未作成の組合に対して、営業者の営業の振興が計画的に推進され、日本公庫からの貸付に有利な条件が適用されるよう、振興計画の作成に関して、「振興計画を未作成の生活衛生同業組合に対する指導について」（平成23年5月17日健衛発0517第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により通知していますので、念のため申し添えます。

情報提供内容（例）

－ 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 －

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（生衛法）に規定される営業です。
 - (1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
 - (2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
 - (3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
 - (4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。
- ※生活衛生関係営業：
 - ①飲食店営業（すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食）
 - ②喫茶店営業 ③食肉販売業（食鳥肉、食肉） ④氷雪販売業
 - ⑤理容業 ⑥美容業 ⑦興行場営業
 - ⑧旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所） ⑨公衆浴場業 ⑩クリーニング業
2. 組合は法律に基づく事業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。
 - (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
 - (2) 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
 - (3) 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
 - (4) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (5) 組合員の共済に関する事業

業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。
3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。
 - 融資限度額が大きい ○貸付期間が長い ○金利が低い
 - 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
 - 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり 等